伊敷小学校　いじめ防止基本方針

1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活をおくり，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず,いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また,全ての児童がいじめを行わず,いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにすることを旨としなれればならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2　いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは，児童に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条より)

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え

いじめは「どの学校・学級でもおこりうるもの」「どの子も被害者にも加害者にもなりうるもの」「学校内に限らずいろいろな場で起こりうるもの」という基本認識に立ち，全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で，様々な活動に意欲的に取り組み，一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう，いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では家庭，地域社会，関係諸機関との連携のもと，いじめの未然防止及び早期発見に取り組み，いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため,「いじめ防止基本方針」を定める。

3　いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導

①　日常的にいじめ問題に触れ,「いじめは人として絶対に許されない行為である」ということを，児童一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。

②　学級経営の充実

ア　達成感，充実感，所属感など児童自身が自分やクラスの高まりを実感できる具体的な学級目標の設定とその推進

イ　ルールが守られ，秩序があり，安心・安全が保障された学級づくり

ウ　教師と児童，児童と児童との間に，心のつながりのある関係（リレーション）づくり

③　分かる授業づくり（学力の保障）

ア　基礎的・基本的事項の確実な習得

イ　児童が主体的に取り組むことができる課題づくり

ウ　お互いの交流を通して，さらに自分の学びを高めることのできる雰囲気作り

エ　学びをふり返り，成長した自分の姿を自覚できる授業づくり

オ　支援を必要とする児童に対するきめ細やかな個別指導の充実

④　職員の資質向上

ア　いじめを絶対に許さないという確固たる信念

イ　いじめを防止するための具体的な指導力や判断力を高めるための，教職員の資質向上に向けた適切な研修等の実施

(2) 児童による取組

①　総務委員会による「あいさつ運動」の実施

②　人権委員会によるアンケートの実施及び分析

③　「人権標語」及び「人権作文」等への啓発及び校内への掲示

④　各クラス「みんなで遊ぶ日」等を設定し，クラスの友達とのコミュニケーションを図る場を設ける

(3) 児童に培う力とその方策

【培う力】

①　相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取るコミュニケーション能力

②　自己有用感，自己肯定感

③　さまざまな状況への対応力

④　ストレス等を適切に対処する力（ストレスマネジメント）

⑤　助けを求めたり，相談できる力

⑥　「人権」についての正しい知識と意識

【そのための方策】

①　児童一人一人を大切にした分かりやすい授業づくり

②　道徳教育や人権教育の充実

③　道徳的実践活動，総合的な学習の時間，体験的活動などの推進

④　児童一人一人が活躍できる学校行事等の推進

⑤　主体的に取り組む活動を通して，困難な状況を乗り越える体験の機会の設定

(4) いじめ防止のための組織と具体的な取組

①　「心の教育推進委員会」の設置

いじめ未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために，校長，教頭，三部主任（教務，生徒指導，保健），教育相談担当，学年主任，児童支援担当，養護教諭で構成する「心の教育推進委員会」を設置し，学期１回，定期的に開催する。また，必要に応じて各関係機関担当者も交え，委員会を開催する。

緊急を要する場合は，上記の日程に限らす「心の教育推進委員会」を開催する。

② 学校の取組状況の評価と検証

「心の教育推進委員会」において，学校基本方針に基づくいじめ問題等への取組状況を評価するとともに，いじめ問題等への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し，検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

（具体的な取組）

ア 学校基本方針に基づく取組の実践や計画の作成・実行・検証・修正等

イ いじめ等の相談・通報の窓口としての対応

ウ いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録

エ いじめの情報の迅速な共有，関係児童への事実関係の聴取，指導や支援体制及び対応方針の決定

オ 保護者及び各関係機関との連携の対応

4 いじめ早期発見のための取組

(1) いじめ問題に対する学校の取組の充実のため，鹿児島県教育委員会作成「いじめ対策必携」等の活用を徹底する。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施，また日常における観察等による声かけを実施し，個別の状況把握に努める。

(3) 「いじめ・不登校問題を考える週間」及び「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」を設定し，学校，家庭，地域を挙げていじめをなくす取組を行う。

(4) 児童や保護者等が不安や悩み等の相談を，抵抗なくできるよう教育相談やふれあい相談等を実施するとともに，スクールカウンセラー等の活用によるいじめ早期発見の体制の充実に努める。

(5) 毎月職員会議内に「児童の共通理解」及び，週２回の職員朝会に「気になる児童への取組」の場を設け，児童の実態に関する情報交換を行い，全職員で児童を見守っていく体制を作る。

5 いじめへの早期対応

(1) いじめを発見した場合及びいじめに係わる相談を受けた場合は，速やかに事実の有無の確認を組織的に行い，その結果を管理職に速やかに報告する。

(2) いじめの事実が確認された場合は，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに，いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童・保護者への指導・助言を継続的に行う。

(3) 必要に応じて，スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い，いじめを受けた児童の心のケアに努める。

(4) 学校がいじめの事実が確認した場合において，必要があると認めるときは，いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために，いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

(5) いじめの関係者間における争いが起きることがないようにいじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

(6) 専門的な支援などが必要な場合には，市教育委員会，児童相談所や警察等の関係機関へ相談し，適切な連携を図る。

(7) いじめを行っている児童の周りで一緒になって見ていることや，気づいていても何もしないなどは，いじめの行為と同じことであることを理解させる。

【いじめが発生したときの対応フロー図】

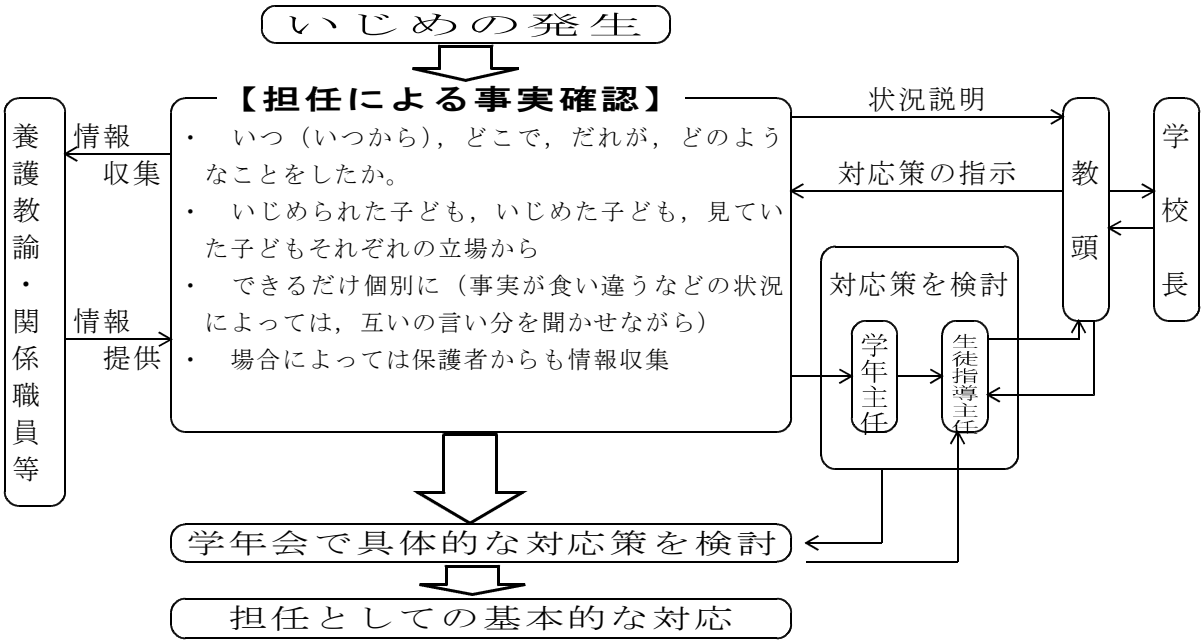

【担任としての基本的な対応】

①　いじめられている子に対して

ア　自ら訴えたことを褒め，何があっても全力でいじめから守ることを約束する。

イ　いじめられた内容やつらい思いなどを親身になって聞くとともにいじめを解決する方法について一緒に考える。

ウ　活動の場を作り，認め励ますことによって，自信や自己有用感，自己肯定感を高める。

②　いじめている子に対して

ア　「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み，まずいじめることをやめさせる。

イ　いじめられている子どもの気持ちに着目させ，いじめることが相手の心をどれだけ傷つけ，苦しめているのかということに気づかせる。

ウ　いじめてしまう気持ちを聞き，心の安定を図りながら，教師との信頼関係を作る。

エ　学級の係や当番活動，学校行事等での具体的な場での，よい行動を積極的に見つけ褒めることで，自己有用感や自己肯定感を高めていく。

③　学級全員に対して

ア　いじめを発見したら先生や友だちにすぐに知らせて，すぐにやめさせることを徹底する。

イ　見て見ぬふりをすることはいじめを助長することになることに気づかせる。

ウ　友だちの言いなりにならず，自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。

エ　一人一人がかけがえのない存在として尊重され，安心して生活する権利を持っていることに気づかせ，温かい友人関係を築くようにさせる。

④　保護者に対して

ア　積極的に家庭へ出向き，保護者の悩みや気持ちを受け止め，学校との信頼関係を深める。

イ　事実を正確に伝え，家庭での対応の仕方，学校への連絡の仕方等を助言する。

6　ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い，特定の児童の誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信することや，特定の児童になりすまし，社会的信用を貶める行為をすること，掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載することなどがネットいじめに該当し，犯罪行為に当たる。

(2) ネットいじめの予防

①　フィルタリングや保護者の見守りなどについて，啓発を図る。

②　教科や学級活動等における情報モラル教育の充実を図る。

③　インターネット利用に関する職員研修等を実施する。

(3) ネットいじめへの対応

①　被害者からのうったえや閲覧者及びネットパトロールからの情報により，ネットいじめの把握に努める。

②　ネット上の不適切な書き込み等については，直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，プロバイダに対して速やかに削除を求め，必要に応じて法務局等の協力を求める。

③　児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。

7　重大事態への対処

いじめにより当該児童の「生命，心身等又は財産等に重大な被害」が生じた疑いがある場合には，次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した場合は，直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。

①　児童が自殺を企図した場合
②　身体に重大な障害を負った場合
③　金品等に重大な被害を被った場合
④　精神症の疾患を発症した場合

(2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で，当該事案へ対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として，当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。

(4) 調査を実施する場合には，各調査主体が密接に連携し，調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら実施する。

①　臨床心理相談員，ＳＣを派遣し，心のケアを図る。（必要な期間継続して行う）

②　担任，教育相談係，児童支援員等による聴き取り

(5) 当該事案に係る調査結果については，いじめを受けた児童及び保護者に対し，当該調査に係る事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

(6)　報道取材等への対応については，プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供する。その際，市教育委員会と十分連携を図った上で対応する。

【重大事態の対応フロー図】

重大事態の発生

↓

市教育委員会へ報告

↓

学校が調査主体となる場合

↓

①　学校に調査組織を設置

・　「心の教育推進委員会」を母体に，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。

→第三者（ＳＣ，民生委員，市役所福祉部等）

教育委員会が調査主体となる場合

・　学校は教育委員会の指導・助言のもと，調査に協力する。

↓

②　事実関係を明確にするための調査を実施　(学級担任・養護教諭・SC等)

・　因果関係の特定を急がず，客観的な事実関係を速やかに調査する。

・　学校に不都合があったとしても事実にしっかり向き合う姿勢を大切にする。

↓

③　いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供　(学級担任・学年主任・養護教諭等)

・　調査にあたって実施するアンケート等は，調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

・　調査によって明らかになった事実関係について，その情報を関係者の個人情報には十分配慮しつつ，速やかに適切な方法で経過報告する。

※　必要によっては，再調査を行う。

↓

④　調査結果を教育委員会に報告・マスコミ対応　(学校長・教頭)

・　いじめを受けた児童またはその保護者が自らの所見提出を希望する場合に，その文章の提出を受け，調査結果に添える。

↓

⑤　調査結果を踏まえた必要な措置を実施する。　（全職員）

・　再発防止に向けた取組を検討し，実施する。

・　再発防止に向けた取組の検証を行う。

【関係機関連絡先】

・鹿児島市教育委員会青少年課	２２７－１９７１
・鹿児島西警察署	２８５－０１１０
伊敷交番	２２９－２２３９
・鹿児島市教育相談室	２２６－１３４５
・いじめ相談室	２２４－１１７９
・市青少年補導センター	２２４－２０００
・県中央児童相談所	２６４－３００３
・県総合教育センター教育相談課	２９４－２２００